重要事項説明書 訪問介護 第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)

1 事業所の概要

事業所名	けいすいケアセンター逗子	
所在地	神奈川県逗子市逗子4丁目1番22号	
事業者指定番号	神奈川県知事指定 1472500345号	
管理者及び連絡先	藤澤 美香 電話:046-876-5922	
サービス提供地域	逗子市•三浦郡葉山町•鎌倉市	

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者 事業所の職員及び業務の実施状況の把握、業務の管理を一元 的に行います。	
サービス提供責任者	利用者の日常生活全般の状況及び利用希望に沿って計画を作成し、サービスの提供体制を調整いたします。	常勤又は非常 勤3名以上
訪問介護員	利用者の希望に沿ったサービスを提供いたします。	常勤3名以上 非常勤7名以 上

3 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日まで(祝日は除く) ただし、12月30日から1月3日までを除く。	午前8時30分から午後5時30分まで

4 サービス提供日及びサービス提供時間

サービス日	サービス提供時間
月曜日から日曜日まで ただし、12月30日から1月3日までを除く。	午前8時から午後7時まで

5 サービス内容

訪問介護

- 1、要介護状態の利用者に対して、その利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう必要な入浴、排泄、食事の 介護その他の生活全般のわたる援助を行います。
- 2、適切なサービスの提供のために、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)

- 1、事業対象者に対する適切なサービスの提供に努めます。
- 2、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・他の事業者との連絡調整を致します。

6 サービス利用料及び利用者負担

けいすいケアセンター逗子 訪問介護料金表

(1) 訪問介護の介護報酬に係る費用

	区分	所要時間	単位	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
		20分未満	163単位/回	177円	354円	530円
		20分以上30分未満	244単位/回	265円	529円	794円
基	身体介護	30分以上1時間未満	387単位/回	420円	839円	1,259円
本		1時間以上	567単位/回	615円	1,230円	1,844円
サ		30分を増すごとに	82単位/回	89円	178円	267円
	生活援助	20分以上45分未満	179単位/回	194円	388円	582円
ビス	工行[及功]	45分以上	220単位/回	239円	477円	716円
	身体にひきつづき	20分以上	65単位/回	71円	141円	212円
	生活援助を行う場	45分以上	130単位/回	141円	282円	423円
	合	70分以上	195単位/回	218円	436円	654円
	初回加算		200単位/月	217円	434円	651円
加	早朝•夜間加算		早朝(6時~8時)•夜	間(18時~22時)に	訪問した場合 戸	f定単位数×25%
算	緊急時加算 生活機能向上連携加算 I		100単位/回	109円	217円	326円
			100単位/月	109円	217円	326円
	生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位/月	217円	434円	651円
のそ加の	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)					
算他	介護報酬総単位数(基本サービス+各種加算)×22.4%(1単位未満端数四捨五入)					
/±±	利用者負担額の算出方法					
備考				3老台扫類)		
	※10.84円は逗子市		※金額の計算は1) — 四四11(小J/I	1.日 台 1.日 (6)

(2)第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)に係る費用

区分	回数	単位	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
訪問型サービス費(I) 事業対象者	週1回程度の利用4回まで	287(回)	312円	623円	934円
	月5回以上の利用	1,176(月)	1,275円	2,550円	3,825円
要文援1•2	月途中から利用の場合等	39(日)	43円	85円	127円
訪問型サービス費(Ⅱ)	週2回程度の利用8回まで	287(回)	312円	623円	934円
事業対象者	月9回以上の利用	2,349(月)	2,547円	5,093円	7,639円
要文援1•2	月途中から利用の場合等	77(日)	84円	167円	251円
訪問型サービス費(Ⅲ)	週3回以上の利用12回まで	287(回)	312円	623円	934円
事業対象者	月13回以上の利用	3,727(月)	4,040円	8,080円	12,120円
安文援2	月途中から利用の場合等	123(日)	134円	267円	400円
訪問型短時間サービス(身体中心20分未満)		163(日)	177円	354円	530円
初回加算		200単位/月	217円	434円	651円
生活機能向上連携加算(I)		100単位/月	109円	217円	326円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位/月	217円	434円	651円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)					
介護報酬総単位数(基本サービス+各種加算)×22.4%(1単位未満端数四捨五入)					
利用者負担額の算出方法 備 (介護報酬総単位数(基本サービス+各種加算)+その他の加算)×10.84円=○○円					
考 $ \bigcirc $					
※10.84円は逗子市(4級地)の地域加算 ※金額の計算は1円未満切り捨て					
	訪問型サービス費(I) 事業対象者 要支援1・2 訪問型サービス費(II) 事業支援1・2 訪問型サービス費(III) 事業支援2 訪問型短時間サービ 事業支援2 訪問型短時間サービ 初生活機能回 生活機能過過 介護報酬経順の算と 介護報酬を単位数 利用養報酬の算と (介護報酬の質別のの質別のの質別のの質別のの質別のの質別のの質別のの質別のの質別のの質別	訪問型サービス費(I) 事業対象者 要支援1・2 お問型サービス費(II) 事業対象者 要支援1・2 お問型サービス費(III) 事業対象者 要支援1・2 お問型サービス費(IIII) 事業対象者 要支援2 お問型サービス費(IIIII) 事業対象者 要支援2 お問型サービス費(IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	調1回程度の利用4回まで 287(回) 月5回以上の利用 1,176(月) 月3回以上の利用の場合等 39(日) 月3回以上の利用の場合等 39(日) 月9回以上の利用の場合等 287(回) 月9回以上の利用の場合等 77(日) 月3回以上の利用の場合等 77(日) 月3回以上の利用の場合等 77(日) 月3回以上の利用の場合等 77(日) 月3回以上の利用の場合等 123(日) 日3回以上の利用の場合等 123(日) 日3回収上の利用の場合等 123(日) 日3回収用の用の場合等 123(日) 日3回収用の用の場合等 123(日) 日3回収用の用の場合等 123(日) 日3回収用の用の場合す 123(日) 日3回収用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の用の	週1回程度の利用4回まで 287(回) 312円 事業対象者 要支援1・2 月5回以上の利用 1,176(月) 1,275円 月途中から利用の場合等 39(日) 43円 那業対象者 要支援1・2 月9回以上の利用 2,349(月) 312円 月途中から利用の場合等 77(日) 84円 月途中から利用の場合等 77(日) 84円 月途中から利用の場合等 77(日) 84円 ま業対象者 要支援2 月3回以上の利用 3,727(月) 4,040円 月途中から利用の場合等 123(日) 134円 月途中から利用の場合等 123(日) 134円 月途中から利用の場合等 123(日) 134円 15問型短時間サービス(身体中心20分未満) 163(日) 177円 初回加算 200単位/月 217円 生活機能向上連携加算(I) 100単位/月 109円 生活機能向上連携加算(II) 200単位/月 217円 介護職員等処遇改善加算(II) 200単位/月 217円 介護職員等処遇改善加算(II) 200単位/月 217円 介護報酬総単位数(基本サービス+各種加算)×22.4%(1単位未満端数四利用者負担額の算出方法(介護報酬総単位数(基本サービス+各種加算)+その他の加算)×10.84円=○(○○円-(○○円 × 0.9〈1割負担〉または0.8〈2割負担〉または0.7〈3割負担〉	勝問型サービス費(I) 第業対象者 要支援1・2 月5回以上の利用 1,176(月) 1,275円 2,550円 月途中から利用の場合等 39(日) 43円 85円 月途中から利用の場合等 39(日) 312円 623円 月途中から利用の場合等 39(日) 312円 623円 月9回以上の利用 2,349(月) 2,547円 5,093円 月途中から利用の場合等 77(日) 84円 167円 3回以上の利用 3,727(月) 84円 167円 月途中から利用の場合等 77(日) 84円 167円 月途中から利用の場合等 123(日) 312円 623円 月3回以上の利用12回まで 287(回) 312円 623円 月3回以上の利用の場合等 123(日) 134円 267円 13回以上の利用の場合等 123(日) 134円 267円 163(日) 177円 354円 163(日) 177円 354円 200単位/月 217円 434円 生活機能向上連携加算(I) 200単位/月 217円 434円 生活機能向上連携加算(II) 200単位/月 217円 434円 介護報酬総単位数(基本サービス+各種加算)×22.4%(1単位未満端数四捨五入) 利用者負担額の算出方法 (介護報酬総単位数(基本サービス+各種加算)+その他の加算)×10.84円 □○○円 ○○円・(○○円 × 0.9〈1割負担〉または0.8〈2割負担〉または0.7〈3割負担〉=△△円(利用

(3) 利用者負担額

- ・介護保険負担割合証の負担割合に応じた金額となります。
- ・この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- •(1)訪問介護の介護報酬に係る費用において1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、 ご利用者の同意のもと2人の訪問介護員でサービス提供した場合は、2倍の利用者負担額を頂きます。

(4) 支払方法

ご指定の金融機関から、自動口座引き落としにてお支払いいただきます。

(5) 運営基準に定められたその他の費用

- ★通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を お支払いいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をお支払いいただきます。
- 一 通常の実施地域を越えてから、片道おおむね3キロメートル未満 300円
- 二 通常の実施地域を越えてから、片道おおむね3キロメートル以上 1キロメートルにつき100円を加算

7 キャンセル

(1)サービスを中止する場合は、前日(前日が営業日でないときは前々日)の 営業時間内(8:30~17:30)に次の連絡先までご連絡ください。 連絡先 046-876-5922

(2)サービス当日にキャンセルの連絡を受けた場合は、キャンセル料として1000円(消費税込)をお支払いいただきます。 なお、当日であっても利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料を請求しない場合もありますので、キャンセル事由を速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 046-876-5922

8 秘密保持

事業所及び職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

9 相談窓口・苦情対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	046-876-5922
	Fax番号	046 - 870 - 6312
	責任者	藤澤 美香

○その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

逗子市役所	所在地	逗子市逗子5-2-16
高齢介護課	電話番号	046-873-1111
同即月暧昧	利用時間	8:30~17:00
葉山町役場	所在地	三浦郡葉山町堀内2135番地
福祉課	電話番号	046-876-1111
1年1年末	利用時間	8:30~17:15
鎌倉市役所	所在地	鎌倉市御成町18番地10号
介護保険課	電話番号	0467-61-3950
	利用時間	8:30~17:00
神奈川県国民健康保険	所在地	横浜市西区楠町27-1
団体連合会(国保連)	電話番号	045-329-3447
介護苦情相談係	利用時間	8:30~17:15
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営	所在地	横浜市神奈川区反町3-17-2
	電話番号	045-311-8861
適正化委員会	利用時間	9:00~17:00

10 緊急時における対応方法

訪問介護員は、訪問介護及び介護予防訪問介護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

11 事故の発生時の対応

- 1. 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、事故に際してとった処置について記録します。
- 2. 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

12 研修について

事業者は、介護福祉士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1. 採用時研修採用後3か月以内
- 2. 継続研修年1回

13 衛牛管理等

- 1. 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期検診など必要な管理を行います。
- 2.事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
- 3.事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

14 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

15 身体的拘束等の適正化の推進

- 1. 事業所は利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 ただし、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。
- 2. 事業所は身体的拘束等を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要な事項について支援経過に記録するとともに、利用者、家族に説明します。
- 3.身体拘束等の適正化推進のため必要な体制の整備を行なうとともに従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

16 ハラスメントの防止・対応

- 1. 事業所は適切な訪問介護サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- 2. 職員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等適切な訪問介護サービスを提供できないと認められる場合はサービスを中断・休止させて頂くことがあります。 また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断されるときは、契約を解除させて頂きます。 具体的なハラスメントの内容については別紙 I の通りです。

17 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施していません。

19 運営法人の概要

名称·法人種別	医療法人 社団 景翠会
代表者名	笠貫 宏
法人本部所在地 連絡先	横浜市金沢区泥亀2-8-3 045-785-8668
実施事業の概要	一般病院・老人保健施設・訪問看護ステーション・企業健診・訪問介護事業 居宅介護支援事業・小規模多機能・通所介護事業・特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅・認知症対応型共同生活介護・住宅型有料老人ホーム

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、同意の上交付を受けました。

利用者	住所
	<u></u> 氏名
立会人	<u>住所</u>
	<u></u> 氏名
上記代理人(代理人	を選任した場合)
	住所 生所
	氏名

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って

事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約 上の法的な義務等を負うものではありません。

サービス契約の締結に当たり,上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 神奈川県逗子市逗子4丁目1番22号

名称 けいすいケアセンター逗子